
第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

令和 4 年 6 月 21 日 (火曜日)

議 事 日 程

令和 4 年 6 月 21 日 午前 9 時 30 分 開議

1. 開議宣告

日程第 1 町長の報告

報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について

日程第 2 議案第 60 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 61 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 4 議案第 62 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 5 議案第 63 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 6 議案第 64 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 7 議案第 65 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 8 議案第 66 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 議案第 67 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算(第 4 号)

日程第 10 議案第 68 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算(第 1 号)

日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 12 請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を認める意見書の提出を求める請願

日程第 13 陳情第 2 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情

日程第 14 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第 15 陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情

日程第 16 陳情第 4 号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情

日程第 17 陳情第 6 号 「とっとり森・里山等自然保育認証制度」に関する陳情書

日程第 18 発議案第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

日程第 19 発議案第 4 号 肥料価格高騰対策を求める意見書の提出について

日程第 20 発議案第 5 号 議会改革調査特別委員会の設置について

日程第 21 議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第 22 決議案第 2 号 米本隆記議長に対する問責決議について

日程第 23 議員派遣について

日程第 24 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

日程第 25 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 26 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）

日程第 27 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 28 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聰
15 番 野 口 俊 明	16 番 米 本 隆 記

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 吉 尾 啓 介 総務課長 …………… 金 田 茂 之
財務課長…………… 井 上 龍 福祉介護課長 …………… 池 山 大 司
農林水産課長…………… 桑 本 英 治 水道課長 …………… 大 前 満

午前 9 時 30 分開議

開議宣告

○議長（米本 隆記君） みなさん、おはようございます。

6 月定例会も最終日となりました。ただいまの出席議員は 16 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

開会して誠に申し訳ありませんが、開会前の全員協議会を引き続き開催する必要がありますので、ここでしばらく休憩といたします。

再開は 10 時の予定をしております。

午前 9 時 31 分休憩

午前 10 時再開

○議長（米本 隆記君） 傍聴者の皆さん、テレビをごらんの皆さん、大変申し訳ございませんでした。

再開いたします。

初めに、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さま、おはようございます。本日は傍聴の方もたくさん来ていただきまして本当にありがとうございます。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。先日の一般質問におきまして、事務事業評価の委員会に係るこちら側の説明の中で、これが外部委員会であるような印象を与えるような表現がございました。当該委員会は、内部委員会でありますことを改めて明らかにしておきたいというふうに思っております。

御指摘をいただきました皆様、誠にありがとうございました。

○議長（米本 隆記君） それでは議事に入ります。

日程第 1 町長の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、町長の報告を議題とします。町長から報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についての申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 報告第 13 号 本案は、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

変更を要する契約の目的、変更契約の内容、変更契約の理由は、御手元に配付してお

ります報告書のとおりであります。以上で報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで町長の報告を終わります。

日程第 2 議案第 60 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 60 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案 第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 61 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 61 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）を 議題とします。

これから議案第 61 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算第 3 号について討論を行う前に、小谷英介議員ほか 2 名から修正動議が提出され、2 人以上の発議者で動議が成立しておりますので、原案とあわせて議題とします。

修正案については、配付のとおりであります。修正案について、提出者の説明を求めます。小谷英介議員。

○議員（1 番 小谷 英介君） はい、このたび議案第 61 号の令和 4 年度大山町一般会計補正予算(第 3 号)に対して修正案を提出させていただきました。

発議者を代表して、その内容とその理由を説明させていただきたいと思えます。

まず、修正案の数値的な内容なんですけれども、これは今回、補正予算全体の総額ですね、こちらが 2 億 7,165 万 3,000 円のところを 2 億 6,165 万 7,000 円に減額をするという形で修正をさしていただいております。

具体的な内訳なんですけれども歳入のほうから、繰越金ですね、繰越金のほうを 999 万 6,000 円引かせていただいてまして、歳出のほうは、商工費の観光費のほうから謝礼 9 万 6,000 円と、それから委託費 990 万円を引かせていただいております。というのが修正案の内容になっております。

この内容、なぜこのような修正を出したのかという理由を説明させていただきたいと思えます。

今回私が提出している修正案の、この減額する中身は全て、海の拠点整備に関する費用になっております。

海の拠点整備と言われてもぴんとこない方も多数いらっしゃるかと思いますので、改めて私のほうからも説明をさせていただきますけれども、大山町は過去、大山の山のほうですね、山のほうには、観光振興ということで多額の投資をしていろいろ行政も深く関わってきました。

竹口町長としては、山だけではなくて、山と海のある大山町ということで、海側のほうのしっかり観光振興もしていこうと、そして山と海をつないでいこうと。そういった思いで、今回海側の拠点を大山町に作ろうということを決意いたしました。

その具体的なところでいくと、一つはお魚センター、御来屋のお魚センターが、いろいろですね、バリアフリーという側面からも、あるいは加工等をですね、今後さらにその発展をさせていく上で、建て替えが必要ではないかという行政課題があると。これをしていく上で、ただ単に、お魚センターを拡張していただくだけではなくて、この観光拠点として、海側の観光拠点として、何か大きな、この観光戦略の象徴となるような施設を作っていけないかということで、今回提案をいただいていると理解しております。

そういった中で今回、様々な場面、質疑、それから委員会調査の内容を報告を受けたり、それから一般質問でもその内容について詳しく説明をいただきました。

まず、これは所感めいたことですが、私が一連のことを通じて感じたこと、また、その議場の内外で、職員から聞こえてくる声、そういったものを総合して感じたこととしては、これは本当に役場の中でしっかりとまとめられた内容なんだろうかと、率直にそういった疑問を感じました。

確かに町長に一般質問で聞けば、町長から答えが返ってきます。ただ、じゃあ、担当課長からはどうでしょうか。何か答弁に詰まったりとか、深く聞いてみても中身がなかったりとか、そういったことが見受けられました。本当に役場の執行部内でしっかりと練られた案だったのでしょうか。これは、所感として、率直にそう思いました。

今回、この内容に関して、所感以外のところ、感じたこと以外のところでは、あ、ごめんなさい、感じたことにもなるんですけども、この海の拠点自体は私としてはすごく面白いと思うんです。方向性としてはすごく面白いと思うし、ぜひいいものをつくってもらいたい。

そして町長が言う、アウトドア大山、アウトドアライフ構想、その中でこれは観光客だけのものではなくて、住民町民にとって、住んでよしとなる場所、町民にとっての施設なんだということも聞きました。それも本当に大事なことだと思います。

それを本当に実現する上で、今回のこの提案内容で本当にそれができるんだろうかと。本当に町民に愛される施設、本当にこれでできるんだろうかというふうに感じました。今回ですね 990 万円の外注費の中で、住民の意見を聞くという形で検討委員を 10 人、

募って年4回、ほぼボランティア年4回、これを町長は4回でもし足りなかったら、5回、6回と増やしていくことも可能性としてはありますと言われましたけども、そのぐらいのレベルの検討で、住民の声を聞きましたという中で、基本的には、中身の、毎回の会議の資料作成は、外注のコンサルタントがつくるものになってます。それから測量設計から図面の作成まで、あらゆる業務を一つの業務としてまとめて、プロポーザルという形で、外注の会社に委託するわけです。当然このときの全体の進捗管理や全てのプロジェクトマネジメント、進行はこれは、この会社が責任持って進めなければいけないやり方になるわけです。

私はこのやり方は、もちろん今まで過去大山町でも、あるいは旧3町でもやられてきたやり方だと思うんです。でも、令和の時代の公共施設のつくり方として僕はこれは古いと思います。特に人口減少社会が、今後、訪れる中で予算も先細りしていくでしょう。公共施設をつくるのであれば、しっかりと血の通ったもの、町民が愛して日々使うものをつくるべきだと思います。つくったはいいけれど、町民がほとんど使われなくなった施設、あるいは本当はこういうものじゃなかったんだけどなと、もっと公の目的で使われるものだったんだけどなあとという公共施設、私は見てきました。

そうではなくて、しっかりと血の通った施設を、私はつくるべきだと思うし、そのためには、4回を5回か6回にします、そういうレベルではないと思うんです。

先進事例を、僕は研究するべきだと思います。一つの事例としては、岩手県紫波町のオガールプロジェクト、これは、基本計画を行政職員がつくっています。2年間かけて、100回の町民意見交換会を開いています。それは、各集落であったり、各コミュニティーに出かけて、職員が町民の中でも特に動ける人たちとともにチームを組んで、徹底的に町民の意見を聞いて、そして、もちろん町長言われるとおり、その職員や町民だけじゃない部分あると思います。そういったところを、部分的にお願いをして、基本計画というものをつくっていくわけです。

そうすることで、職員も町民も、これは自分たちがつくったものなんだと。手作りの、自分たちが思いを持ってつくったものなんだと思うことで、実際にできた後も、何か軌道修正をする人がある場合でも、柔軟に対応できていいものになるはずなんです。

本当にこの海の拠点をつくるという話自体はすごくワクワクする話だと思うので、もったいないと思うんですよ。それを外注に、外部の業者にね、もう丸投げですよ。これはもったいないと思います。

もう一つ、職員の人材育成という視点、これも大事だと思います。よくこの議会でも、今まで様々な場面で、職員の人材が育ってないというような議論はされてきました。

そのときに、当然、研修を充実させていきますとか、そういった答弁というのは今まであったわけなんですけども、もちろん研修も大事だと思いますよ。ただ、この目の前の、海の拠点をつくっていくという格好の題材がある中で、それを外部の業者に出して、

いや何かこちらの大山町役場のほうでもいろいろ情報を出していきますのでよろしくお願ひしますのやり方じゃなくて、役場の職員が中心になって、連帯を回していく、そのやり方は今回みたいな、全ての業務を一括して、一つの会社に出すようなやり方ではないはずなんですよ。（「そうだ」と発言する者あり）なので、私はそういうことを今回この議案に関して思いました。

まとめますと、とにかく今回の議案は確かに町長がやりたいことをスピーディーに、もう年度内に実現するという意味では、ある意味筋の通った議案だと思います。でも僕はそういったつくり方、公共施設のつくり方は、もはや時代遅れだと思います。しっかりと、職員たちが不慣れでもいいので、考え抜いて独自につくるべき。そういったことを、今回の海の拠点の皮切りに、今後建て替えが必要となる公民館、その他の公共施設でも活かしていくべきだと思う、それは積み重ねていくべきだと思います。

そういった令和の時代の新しい公共施設づくりを期待して、まずは、執行部内でもう一度この海の拠点をどうやってつくっていくのかというものを揉んでいただきたく、今回修正案を提出させていただきました。以上です。

〔拍手する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 修正案の説明が終わりましたので、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（米本 隆記君） 12番、近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 1点だけ、質問したいと思います。

今日、9時半からの本会議だったんですけども、異例のことでしたが急遽、今回の小谷議員らが出しておられる海の拠点のことにに関して、緊急で追加の説明もありました。具体的な数字は申し上げませんが、990万の委託料の根拠などについての説明を我々受けたんですけども、その数字、追加での説明を受けたところでの提出者の方々の所感を伺いたいと思います。

○議員（1番 小谷英介君） 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷英介君） 私からは、先ほどの話とちょっと重なりますので手短にします。

○議長（米本 隆記君） すいません、前を向いて。

○議員（1番 小谷英介君） はい、すみません。手短にしますけども、金額のそれぞれの大小については、私がそれをどうこう言う立場にありませんので、それについては、置いておきたいと思いますが、ただ、いろいろな業務、意見交換を聞く業務、測量をする業務、資料をまとめる業務、スケジュールを管理する業務、そういったそれぞれの、そもそも得意とする業者は、それぞれあると思いますので、それをわざわざ一つの会社

に一括してまとめるで発注するということのメリットは、楽だからということなのかなあというふうに所感としては思いました。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほかに質疑はありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。小谷議員にお伺いします。

先ほど、提案理由の中で、施設整備の手法についていろいろ提案がなされたわけですが、この提案を実現するために、今回でなければならぬという理由、今それをやらなければならぬということの理由がありましたら教えていただけますか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） 今回でなければならぬ理由は、今回予算として承認してしまえば、これはもう執行部としては、この今回の内容で、プロポーザルに向かうので、今しか言うタイミングがないと考えました。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 以前、農林水産課のほうから、二階の食堂、車椅子の方が上がれないということで、一度予算が挙がったけれどもそれは取上げてできなかったという経緯が、大分前に出てました。で、そのときから新たな、下におろして食堂を1階ベースにして、皆さんいろんな方が食事を楽しめるようなスペースをつくりたいという案が出てました。

今、予算が挙がってから、修正のお話が出てきましたが、そのときには、何かそういうふうな方向性を課長がお話しされたってことは、そういうふうに動いているという、お話が議会にはあったんですけども、そのときには何か小谷議員は、そういうふうな、今の提案を、議会もしくは担当課のほうにお話しされたとか、今じゃなくて、前からすべきだったんじゃないかなってちょっと今それ聞いてて、感じたところですけども、何かされてましたか。

〔「議長、最後がちょっと分かりませんでした」と呼ぶものあり〕

○議長（米本 隆記君） はい、もう一度、6番、池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） すみません。12月議会でしたかね、エレベーターの修正案が出た時、その時、修正でなくて修正の提案、1回予算上げたんですけども・・・（「予算には挙がってないよ」と呼ぶものあり）そういう案でした。案があるんですけども、建築関係のことで無理だったので、予定がなくなりましたと。その代わり、食堂を1階に降ろすっていう気持ちはあるので、今後建て替えの計画をしておりますと説明

がありました。そこまでは間違っていないですよ、皆さん。同意ですよ。なので、そういう案があったときに、それだったら、そのときに皆さんですべきじゃないかって話がそこで出るべきだったんじゃないかなと思うんですけど。予算が挙がってきてから、今なのかなっていうちょっと不思議なところがあります。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） ちょっとその質問の意図・・・

○議長（米本 隆記君） 前を向いて、後ろ向かなくてもいいです。

○議員（1番 小谷 英介君） 失礼しました。ちょっと質問の意図にしっかりお答えできるかちょっと不安なんですけども、少なくとも、そのお魚センターのエレベーターのお話単体と、今回はお魚センターの建て替えのみならず、大山町のアウトドアライフ構想に基づいた海の拠点を整備していこうという今回話なので、ちょっとそれは、考える対象としてはちょっと違う、比較対象として違うのかなとは思いますが。

○議長（米本 隆記君） 小谷議員、ひとつ、お魚センターを建て替えるという話が出ていないと思いますが。お魚センターとは別だっていう話を・・・（「いやいや、そういう説明があったと思いますよ、全協のなかで」と発言する者あり）、全協の中で、いや建て替えという話は、お魚センターを建て替えるという話は、なかったように私は記憶しておりますが、そういうふうに聞かれましたか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） 私が聞いているのは、お魚センターの機能拡張ということで、それが建て替えなのかそれとも横に何かをつくるのか、その辺りは詳細としては把握しておりません。

○議長（米本 隆記君） 質疑は、ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の発言順は、初めに、原案に賛成者、次に原案及び修正案のいずれも反対される方、次に原案に賛成者、次に修正案への賛成者の順番に繰り返し行っていきます。

まず、それでは、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案及び修正案のいずれにも反対される方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

[発言する者あり]

○議長（米本 隆記君） 今、賛成です。

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） 私は、この海の拠点づくりに関しての修正案について、修正案に賛成の立場で討論したいと思います。

私自身は、予算その内容について、額、これに反対しているわけではございません。この施策を立案・検討・実行に移していくプロセス、いわゆる段階の進め方について、疑問を呈して考えております。

具体的に申しますと、この基本計画検討委員会、これにはもちろん専門家のリサーチとか、マーケティングいろんな考えは必要です。しかし、最も重要なのは、ここ地元にいる住民の方々が、この港をどういうふうになったらいいか、どういう形で使いたいのか、どういうものがあればいいか、もっと協議・議論すべきだというふうに考えております。

こういう意見が十分入ったものであれば、この予算がついた段階から、建物ができていく、あるいはその内容の施設ができていく上で、住民の方々も自分の伝えたい意見が形になっていくわけです。そうするとワクワク度も違って、できた後のそれに取り組む応援する、そういう気持ちが盛り上がって、これが地域の活性化、いわゆる地方の活性化につながるんじゃないかと思えます。

もう一つは、先ほど修正案の説明にありましたように、今回のやり方ですと検討委員会、実行段階に移る委員会では、その業務の委託をプロポーザルですから、丸投げとは言いませんけども、任せてしまうというのは、役場内そして住民の方々のお考えが十分、通らない。通らないとは言いませんけども、少なくとも、もっともっと役場内の職員の方が考えて、住民の方と対話して、どういうものがいいか検討していく上で役場内の人材がさらに有能な職員の方が成長して、力強い立派な役場になっていくんじゃないかというふうに考えて、賛成の討論といたします。

〔 拍手する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 門脇輝明です。私は、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

提案理由を、提案者の方が挙げていただいていますけども、その理由としては、予算案の提案説明や、一般質問の答弁を聞いたところ、執行部内部で十分に検討されている

とは思えない予算である。そして、議会に対しても十分に説明責任を果たしているとは言えないのではないか。また、予算執行のやり方が、これは1番大きいかもしれませんが、今の時代に合っていない手法ではないか。だから、今回の予算は修正すべきだということだと思います。

一方、委託料の予算を要求しておられます観光課を所管する経済建設常任委員会におきましては、その審議について説明を受けております。また、6月17日に開催された全員協議会での経済建設常任委員会からの審査報告におきましても、特段の疑義があるとは報告をされておられません。委員会において、予算の必要性及び妥当性は、十分に理解されているというふうに報告を聞いた私たちは理解をいたしました。また、そういった報告があった審議結果を聞いて、その他の議員は、これは審議不足ではないか等々の指摘する意見はございませんでした。

このことから私は、経済建設常任委員会における審議を信頼し、予算の修正は必要ではないと考えます。

以上で討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案及び修正案のいずれも反対される方ありませんか。

次に原案に賛成の方はありますか。

次に修正案への賛成の方はありますか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） それでは、原案に反対、修正案に賛成の立場でお話しさせていただきます。

まずですね、この海の拠点、大杖委員長からもありましたけども、こちらの案に反対しているわけではありません。このプロセスに関して、もう少し役場職員の方、町民の方、そういったものが見える形で説明していただきたいなと思っております。実際ですね、山の駅大山参道市場、こちらと同じようなプロセスを踏んで、今、経営しておられます。こちら計画の中で、4テナントがありまして、そこに民間企業が入っていただいていたという計画だったんですけども、結局それが1業者も入らず、こちらからお願いをして民間企業さんに経営していただいているという形をとっております。私と大杖委員長、経済建設委員、大杖委員長が委員長で、私が副委員長です。こちらですね、大山参道市場の件に関しても、いろんな議案が挙がってきます。ただ、そこに非常にいつもひずみを感じて、観光課の方々に御質問させていただいて、これはちょっとおかしいんじゃないですかねっていうことを、委員会でもんでおります。

今回、委員会でも、非常にこの海の拠点事業、時間を1番かけたものじゃないかと思えます。本来でしたら、私たち委員会の方がほかの委員会の方、議員の方に御説明をして、まあこういう形だったからやっていきましょうっていうふうな御説明をする立場

じゃないかと思えます。

ただ、やはり今回の議案、一度待ったをかけたほうがいいんじゃないかなと思っております。私ですね、その議案はそうですけども、E マウンテンバイクの事業、こちらも委員会中でかなり反対させていただきました。実際に予算がついて、というところで、非常に町民の方に不安を抱かせた議案ではないかと思えます。

私は、修正案というものがもう少し重いものではなく、しっかりと議会の声が吸い上げられて、町民の方の声が吸い上げられて修正をしていく、そういう民主主義に則った議会が運営されるようなことが望ましいと思っております。ですので、今回修正案に賛成させていただきました。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案及び修正案のいずれも反対する方ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） すいません。私も、経済建設委員会です。

今、委員長、副委員長から修正案に賛成とお話がありました。で、あるのであれば、委員会でしっかり問うべきだったと思います。それを全員協議会で皆さんにお伝えする、それが委員会の役目だと私は感じています。

で、それがあってこの議会が成り立っていると私は感じて今までやってきたんですけども、今、伺って、何で経済建設委員会の委員長・副委員長がその立場で発言されるんだろうと、もう本当に何かせつないです。すいません、自分の感想です。

で、今回、委員会で説明がありましたのは、既存の施設にあわせて増設、食堂が下に降りてくるといふふうに大きな計画が、筋道は変わりません。あそこに海の拠点をつくるという形は、委員会で説明がありました。で、基本構想、基本の下のベースからではなくて、大まかに方向性が決まっているものに施設をつくっていくという説明でした。そこで私は納得をして今回、委員会としては、全協の場では発言もしなかったですし、委員長、副委員長がそういうふうなことを思っていると分からなかったし聞いてもなかったのも、本当に委員会としてちゃんと質疑をして欲しかったなというのが本当に思いであります。ちょっと興奮しとって、同じことを何回も言ってますが。

で、やはり私聞いてみて自分の中では、委員会の立場で、担当課、観光課にしっかりと聞かせていただきました。で、予算的なもの、最初はやはり多いじゃないかと、自分の中でもありました。最初の予算も聞いて多かった。で、本当にこの金額は多くないですかって、担当課に聞いたところ、こういう方向で、もっと本当はあったんですけども、精査して今の金額までなってきましたって説明がしっかりとされてました。

で、もう方向性も決まっている。今あるものの改築も入る、改築というか、1階に降

りてくる、食堂が降りてくるというふうな大きなことが決まっている中での今回の予算と、私は感じております。

思うことはたくさんありますけれども、以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次、修正案への賛成者の発言をします。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） それでは、私は、修正案に賛成ですね、原案に反対という立場で討論させていただきます。

先にお伝えしておきますけど、私、反対者、原案に反対の立場でお話はするんですが、先ほど小谷議員も言われたように、海の拠点、観光拠点をつくることは大賛成です。

何で反対するのかっていう話なんですけれど、今回のこの予算を修正するように求めている理由なんですけど、今日、先ほど近藤議員からの質疑があったように、直前に秘密会で少し詳細説明がありました。私としては、今回のこの議案は、最初からこういった割れるような議案だったというふうに思っています。それはなぜかという、先ほど、多くの議員が言われているように、説明不足、住民の声を聞く体制が整っていない、執行部内での情報共有が本当にされていたのかと、そういったことがもう事前に分かっていました。なので、今回のこの議案は、割れるということがあらかじめ分かっていて、1番最初の議案説明の全員協議会、そのあとの議員の質疑、そして一般質問で何度も何度も詳細説明を求めてきました。詳細説明出てきたのこれ始まる前ですよ。この修正動議が出るのは、前日までに提出が決められています。じゃあ、その前日までに修正動議が提出するんだったらその前に、丁寧な説明が必要だったんじゃないですか。こんなに直前にぼんと説明しました、しかも秘密会で。通りますかねこれは。

もちろん秘密会の中には、秘密会にしなくてはいけない内容もあるのは事実です。ただ、こういったプロポーザル出す際も、県のプロポーザルとかですと、事前にプロポーザルの基準、審査基準などを公表してたりします。なので大山町のプロポーザルでは、何が秘密で何が秘密じゃないのかちょっとよく分からないというのがありますし、今日の先ほど秘密会で聞いた内容はさておき、今まで私が議会 20 日間ぐらいある中で、海の拠点をつくりますと、計画づくりに 990 万かかります。990 万の根拠は、大体それぐらいあれば足りると思います。業者見積りは 1 社のみです。相見積りはしていません。住民の意見はこれから聞きます。大体、4、5 名の審査員ですと、年に数回、検討しますと、これで税金 990 万計画作ります、海の拠点はいいけど、どうやって賛成しろって言うんですかこれ。10 万円で計画つくります。外注します。ちょっとやってみてくださいよ。金額だけのことじゃないと思いますけれど、本当に町民と膝を突き合わせてやるのが幸せになることだというふうに思います。

先ほど小谷議員も言いましたけど、合理的なことを考えて、本来の目的、今後も大杖

議員言われたように、作った後も町民がワクワクしながら使い続けてもらう、そういった施設をつくるためには、合理的ではないことも選択としては必要だと思いますし、このバランスが必要だと思うんですけど、今回のこの件、今回のこの件に限らず、今の竹口町政の運営自体にそういったちょっと合理性に偏る、もしくはつくること先行になってしまっているというケースが多々見られます。

1,000万円かけて、1,000万円近くかけてつくる町の計画としては、あまりにも提案としての完成度が低く、どうやってこれに本当賛成できるのかなど、逆に問いたいぐらいです。納得いく説明がないのにこちらが気をきかせて、町のやりたいことを議員とか議会が酌み取るというのは、これは全然、形としては違います。本来、納得がいく説明が前もって行われるべきだというふうに思いますが、いかがだと思いますでしょうか。

何度も言いますが、町長のこの海の拠点構想は、気持ちの面で大賛成です。結構な予算がかかることなど、計画の素案みたいなものがあって、納得ができる説明が前もってあるべきだったというふうに思い修正案に賛成、原案に反対という立場をとらせていただきます。以上です。

〔拍手する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に原案及び修正案のいずれにも反対される方ありませんか。

次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、修正案への賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。修正案に賛成討論です。

○議長（米本 隆記君） 12番、近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） はい、修正案に賛成の立場で討論をいたします。

皆さんがおっしゃっておられるように、私も海の拠点をつくること自体には賛成したいと思っていますが、具体的にどういう施設が必要であるのか、どういう方向で整備をすべきなのか、議員の中でも、今の段階でもその議論は様々です。

特に、所管する経済建設常任委員会の委員長、副委員長が、今の執行部の計画はなかなかちょっと納得しがたいと言っておられる部分は私は重きを置くべきところだと思います。門脇議員や池田議員のほうからの発言、原案賛成の発言ありましたけども、私は少し誤解しておられる点があるんじゃないかなど。当初予算は、確かに特別委員会なりに付託される案件ですけども、補正予算は、委員会で白黒つけるような議論はしてなかったと思います。執行部からの説明をしっかりと受けた上で、正副委員長が、今回、う〜んと首をひねっておられる。私は、海の拠点整備、進めるべきだとは思いますが、やはり皆さんおっしゃっておられるように、もう少し内容を詰めてから、やるべきではないかと。ちょっと、半年でも1年でも待ってみましょうよということだと思っていますので、修正案に賛成したいと思います。以上です。

〔拍手する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（5 番 森本 貴之君） 議長、5 番。

○議長（米本 隆記君） 5 番 森本議員。

○議員（5 番 森本 貴之君） 私は、原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

本日、修正案の詳細について説明をお聞きいたしました。歳出の部分で予算項目を見てみますと謝礼金等ですね、それからこの海の観光拠点整備基本計画作成業務の委託料、いわゆるこの 990 万円部分について、皆減の修正案が出されております。

先ほど来、皆さんの意見を聞いておりますと、この海の拠点整備の計画には大賛成であるという声はかなり多数聞かれるわけでありますが、このたび修正案としてこの 990 万円の部分が皆減となっております。議会側には予算の提案権は基本的にはないものと思いますが、この賛成される計画が 990 万円皆減となった後、どのようにこの拠点整備の計画が動き出すのか、この修正案からは読み取ることが私自身できませんので、この修正案には賛成しかねるという意見で、反対討論とさせていただきます。原案賛成でございます。

〔拍手する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、原案及び修正案、いずれも反対される方ありませんか。

次に、原案に賛成の方ありませんか。

次に、修正案に賛成の方ありませんか。

次に、原案に賛成の方ありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認めます。

初めに、本案に対する小谷英介議員ほか 2 名から提出されました修正案についてお諮りします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 62 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) を議題とします。

これから討論をおこないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なし認め、これで討論を終わります。

これから議案第 62 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 63 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 63 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 1 号) を議題とします。

これから討論をおこないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なし認め、これで討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 64 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 64 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 1 号) を議題とします。

これから討論をおこないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なし認め、これで討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 65 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 65 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号) を議題とします。

これから討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なし認め、これで討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 66 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 66 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号) を議題とします。

これから討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なし認め、これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 67 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 67 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算(第 4 号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 67 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）

については、世界的な原油高による輸送費の高騰やウクライナ危機などの影響を受け、飼料価格や資材・燃料代が高騰し、経営を圧迫されている畜産農家を支援する『畜産経営緊急救済事業補助金』を新規計上するため、既定の歳入歳出予算の総額に 5,695 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 113 億 9,166 万 5,000 円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） はい。昨今の農業関係の肥料を初め、肥料であったり飼料であったり、あるいは燃料の類い高騰していることに関して、農家が大変、困っているという状況に対して、県の支援に協調して町が支援していくというのはもちろん、大事なことですけども、単町としての取組も、もっとしっかり検討されるべきだと思っておりますけども、単町での農家支援、農業者支援の、あるいは魚価に対しての、漁業者に対しての、燃油に対しての支援も検討すべきだと思いますが、その辺りの検討状況について御説明をお願いします。

○議長（米本 隆記君） 町長、議案とは直接は関係ないですけども、よろしいですか。

○町長（竹口 大紀君） はい。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず、町独自の支援ということですが、これは、酪農を営んでおられる皆さんから様々な御意見を聞いて、そして昨今の社会情勢を鑑みる上で、町単独で支援をする必要があるということで、支援策の検討を進めてまいりました。

それと同時に、鳥取県のほうでも支援策が検討されていて、同じ対象に対して支援をするのであれば、なるべくそれは一つの制度として行うほうが、支援を受けられる皆さんの負担軽減にもなるということで、県の制度に合わせる形でこれは義務負担ではありません。町の予算として、支出をして支援をしていこうということで、町独自の支援の検討の結果、このような形になっているということでございます。

それから、そのほかの一次産業の皆さん、当然、原油高、あるいは資材高、飼料高、肥料高、農薬高、様々な影響を受けておられます。それぞれの状況に関しては、担当課のほうでも把握を進めながら、この先、必要な支援があれば、行ってまいりたいと考えております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑ありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 68 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 68 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を 議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 68 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、あけま水源取水ポンプ取替工事の主要機器の値上がりに伴い、工事に必要な予算が不足することから、資金的収入及び支出について補正を行うものであります。

内訳は、資金的収入として企業債を 20 万円増額し、資金的支出として配水施設整備費を 29 万 7,000 円増額いたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（15 番 野口 俊明君） 議長、15 番。

○議長（米本 隆記君） 15 番 野口議員。

○議員（15 番 野口 俊明君） 補正額は 30 万弱なんですけど、物の物価高で入らないという事態の状況の昨今ですが、今のこの工事について、工期の延長とかそういうものが入る時期の状況を、どうなってるのか教えてください。

○水道課長（大前 満君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 大前水道課長。

○水道課長（大前 満君） 工期につきましては、納入のほうにつきましても、現在 6 か月程度を見込んでおりまして、今回追加ということで予算のほうも挙げさせていただいて早急に工事のほうを発注したいと考えているところでございます。以上です。

○議員（15 番 野口 俊明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 15 番 野口議員。

○議員（15 番 野口 俊明君） なら、工期等について執行部の考えておるとおりの計画ができるということですか。

○水道課長（大前 満君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 大前水道課長。

○水道課長（大前 満君） 年度内完成を目指して工事の発注をしたいと考えております。

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 諮問第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了となります人権擁護委員について、検討の結果、新たに提嶋真知子さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものがあります。

提嶋さんは、長年にわたり小学校と養護学校の教員を勤められ、令和 3 年伯耆町立岸本小学校を最後に定年退職されました。人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第 1 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第 1 号は、同意することに決定しました。

○議長（米本 隆記君） ここで休憩とします。

再開は 11 時 10 分とします。

午前 11 時 2 分休憩

午前 11 時 10 分再開

日程第 12 請願第 1 号～日程第 14 陳情第 5 号

○議長（米本 隆記君） 休憩前に引き続き、会を続けます。

日程第 12、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を認める意見書の提出を求める請願と、日程第 13、陳情第 2 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情と、日程第 14、陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 門脇 輝明議員。

○総務常任委員長（門脇 輝明君） それでは、請願の審査について報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

付託年月日、令和 4 年 6 月 6 日、件名、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の採択を求める請願。

委員会の意見として、採択とする意見は、要旨、核兵器は絶対悪であり唯一の戦争被爆国である日本国が批准をすべきだ。不採択とする意見については、核兵器の廃絶を求めるところであるが、国際情勢、特に東アジアの情勢を見ると、今、批准を進めることは、現状の変更により、緊張を高めることにもなり批准すべきではない、という意見でございました。

採決の結果、採択 1、不採択 2、棄権 1 となり不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情について報告をいたします。

まず、付託年月日、令和 4 年 6 月 6 日、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情につきまして、採択とする意見については、消費税の課税を免除されてきた小規模事業者に実質的に増税をするものであり、中止すべきだとの意見です。不採択とする意見については、気持ちは分かるが、相当の期間、準備がされてきており、本来納付すべきであることから中止すべきとは言えない、との意見でございます。

採決の結果、採択 1、不採択 3 となり、不採択とすべきものと決しました。

続いて、令和 4 年 6 月 6 日付託、町財政の充実強化を求める陳情につきましては、不採択とする意見、陳情事項は、納得できる部分もあるが、本町にとって、不利益な事項、要望項目 3、4、7 も含まれており採択することはできないとの意見でございました。

採決の結果、不採択 3、棄権 1 となり、不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

請願第 1 号

○議長（米本 隆記君） これから請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を認める意見書の提出を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 私はこの日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の採択を求める請願に対しまして、私は紹介議員にもなっているという立場から、しっかり賛成討論をさせていただきます。

ちょっと長くなりますが、我慢して聞いてください。よろしく願います。

委員長報告の中にありましたように、その前に、実は私もこの審査しました総務常任委員のメンバーなんです。委員長の報告の中に、核兵器は絶対悪という表現をされてました。被爆者の心情からすれば当然だと思います。絶対悪ならば、なくすのが当然ではないでしょうか。日本は唯一の戦争被爆国なので、核兵器廃絶の先頭に立って、尽力すべきです。

しかし、日本政府は、日本が米国の核の傘の下にあって核抑止力を理由にして、本気になって核兵器廃絶に取り組んでおりません。広島出身の岸田首相が幾ら核兵器廃絶を唱えてもそれは口先だけ、ポーズだけです。これでは幾ら、核保有国と非保有国との橋渡しをするといっても、全く説得力がありません。

核廃絶と言いながら、一方で、核抑止の立場に立てば、核兵器賛成の立場になってしまいます。全く矛盾した話です。

総務常任委員会での審議の中で、このタイミングで核兵器禁止条約の批准を政府に求めるのは疑問だという意見が出されました。いまだに戦闘が続いているロシアによるウクライナ侵略を念頭に置いた発言だと思います。戦争目の当たりにしての核抑止力は必要と立場からの発言です。しかし、私は逆に、このタイミングだからこそ、核兵器廃絶を本気になって取り組むべきだと考えます。ウクライナ侵略で、プーチン大統領は、核兵器の使用もありうると公言しました。これは、核は抑止力ではないということが、はっきりしたということです。核兵器は、使うためにあるようです。

皆さん、もし三度、核兵器がこの地球上で、戦争で使われたらどうなるか。広島・長崎どころではないでしょう。唯一の戦争被爆国だからこそ、私たち日本人は優にその惨状を想像することができます。

ロシアのウクライナ侵略は、戦争による解決はないということを教えています。悲惨な結果と、膨大な無駄しかもたらさないことを示しております。軍事力対軍事力では何もいいものをもたらしません。最強の軍事力であるこの核兵器は最悪の兵器です。絶対悪と言われるゆえんでしょう。絶対悪はすぐに無くすしかありません。

今や世界の 62 か国が、この条約に批准して、核兵器禁止条約という核兵器を廃絶す

るための土俵ができたのであります。唯一の戦争被爆国である日本が、被爆者の悲願であり、人類での悲願でもある核兵器廃絶の土俵の上に上がらない手はないでしょう。核兵器禁止条約に参加して、そして批准してこそ、日本は世界から信頼され、名誉ある地位を占めることになるのではないのでしょうか。

既に鳥取県内では、10の自治体の議会が、この趣旨の意見書を採択しておりますし、趣旨採択も4自治体がしてるというふうに聞いております。ほとんどの議会が賛成と、いうことであります。

今日は、時あたかもですね、核兵器禁止条約の第1回目の契约会議が、オーストリアの首都ウィーンで開催される記念すべき日でもあります。このよき日に、委員長報告を覆して、大山町議会も日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の採択を求める。請願をぜひ採択しましょう。

ということを訴えて、私は賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 反対者の討論はありますか。

賛成者の討論はありますか。他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は 不採択ですので、原案に対して採決します

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

陳情第2号

○議長（米本 隆記君） これから陳情第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） この陳情は、委員長報告は 不採択ですので、この陳情に対して賛成者の発言を許します。賛成ですか。

〔「原案に賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 賛成ですね、10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 続いて、賛成討論に立たせていただきます。

この消費税インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情ですけれども、皆さん御存じのように、買物をすれば3%の課税という消費税が産声を上げてから今年で33年になるようです。今やこの消費税は、10%にまで大きく成長しました。政府や財界はもっと成長せよと願っているようです。人間の成長ならめでたいことですが、課税の成長など私たち庶民からすれば、まっぴらごめんですよ。

政府は口を開けば、広く公平に課税するこの消費税だと言っておりますけれども、消費税は低所得者ほど、収入に占める負担が重くなる不公平な税制であります。だから、弱い立場にある年間の売上げが、3,000万でしたけれども、それが1,000万円以下の零細業者には、その業界や容姿や、そして生活を守るという観点から、この免税措置が施されてきたわけです。

しかし、来年10月からは、インボイス制度の導入によりまして、零細業者も課税業者にならざるを得ません。そうなれば、課税による経済的負担、そして事務的な負担が増大することになります。制度の導入で影響を受ける業者は、商店などの零細業者に限らず、スーパーや直売所などに農産物を出荷している農家、あるいはフリーランス、塾とか音楽教師、劇団関係者、個人タクシー、そしてシルバー人材センターの会員などなど、数百万人が影響を受けると言われています。この中にもこれに該当する方も、いらっしゃる様です。

零細業者が多い大山町の地域経済にとっても、打撃は避けられず倒産や廃業に追い込まれる業者がふえるということが危惧されます。

また、ウクライナ戦争に乗じて、防衛費の2倍化の声が与党の中から急浮上してきたことを考えれば、その財源としてインボイス制度はさらなる消費税増税の地ならしではないかという税の専門家の意見もあります。

このように、コロナ禍の下で、地域経済が疲弊する中、国民に多大な影響を与えるインボイス制度は、その実施を、来年10月の実施を中止させるしかないと考えます。

以上、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情の賛成討論とします

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

その他、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

陳情第5号

○議長（米本 隆記君） これから陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 地方財政の充実強化を求める陳情、昨年もよく似た文章で出てきております。昨年は委員会として採択となっておりました。今年度、今回はなぜこれが異なったのかということをお教えください。

それと棄権1とあるんですけれども、詳細を言える範囲でお伝え、お願いします。

○総務常任常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇委員長。

○総務常任常任委員長（門脇 輝明君） はい。まず棄権でございますけれども、賛成、反対、どちらとも意思を表明されなかったということで、棄権と書かせていただいております。昨年度、採択であったのに、なぜ今年度は不採択になったのかということでございますけれども、新たな気持ちで、委員の皆様が審議し判断された結果だと、こういうふうを考えております。

理由については、それぞれ委員会の委員さん、それぞれ理由を持っていらっしゃると思っておりますけれども、委員会としては、結果としてこういう形になったということでございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第5号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 15 陳情第 3 号～日程 17 陳情第 6 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため 2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情と、日程第 16、陳情第 4 号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情と、日程 17、陳情第 6 号 「とっとり森・里山等自然保育認証制度」に関する陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、森本貴之議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） ただいま議題となりました陳情第 3 号、陳情第 4 号、陳情第 6 号につきまして、教育民生常任委員会で 6 月 9 日、10 日に委員全員 6 人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

まず陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、本町は国の基準を上回る少人数学級への取り組みを進めており、さらなる少人数学級への検討を働きかけることは重要である。

また、教職員の長時間労働是正と各種加配の削減を行わないよう求めることは、きめ細かい教育環境のためには必要である。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

続いて陳情第 4 号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情について、委員会の意見としましては、西部広域行政管理組合構成市町村で協議を重ね、今日までの計画に至っているものであります。今後においても、一般廃棄物処理に係る法律の動向に合わせ、西部広域行政管理組合で議論されるべきものであります。

採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。

続いて陳情第 6 号 「とっとり森・里山等自然保育認証制度」に関する陳情書について委員会の意見としましては、本町は人口減少対策として、子育て世帯への経済的負担軽減を推進しています。様々な子育て環境に係る無償化を実現しており、保育環境においても多様なニーズに対応することは意義のあることであります。

採決の結果、採択 4、不採択 1 で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する 委員長報告は 採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は、採択とすることに決定しました。

陳情第4号

○議長（米本 隆記君） これから陳情第4号 西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） この西部広域行政が提出しておりますこのごみ処理施設の整備基本構想ですね、この内容について、我々議会の中で十分に勉強して、よく分かってるということではないようには思いますが、この陳情者のほうからもあるように、この西部広域のごみ処理施設の構想については問題があると。つまり、端的に言えば、ごみ発電を目玉にしていると。でもこれは、国のほうでつくられたプラスチック資源循環促進法という、プラスチックは、熱回収とはみなさないという立場で、再資源化を図ることが、大きな趣旨の法律です。

これとの矛盾点があるということはこの陳情者は指摘して、見直しをすべきじゃないかというふうに言ってるわけですが、委員会では、その辺りの共通認識はなされたんでしょうか。その点お伺いします。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） ただいま大森議員から質疑をお受けしました内容はいわゆるプラ新法について、そこの法律のほうとも見合せ、さらには基本計画の中での関係性について、委員会内で共通理解が得られた上で、共通認識した上で、議論されたかということであったかなというふうに理解しました。

御指摘のとおりですね、このプラ新法について、それからこのことに係る基本計画の考え方についても、委員会内で、共通認識をした上で、協議をした結果でありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長 2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） この西部広域行政連合でまとまってこの辺の地域で大きなごみ処理施設ができるってことなんですけど、基本的にまとまって一つの場所のできるっていうのは悪いことじゃないっていうふうに思います。

今シェアの世の中なんで、各市町村が持っているより、一括してどこかが管理して、大きな施設でごみ処理を行うというのは、時代に合ったシェアというやり方なのかなと。で、先ほど大森議員が言われたように、プラごみのこともよく分かるんですけど、内容だけ見ると、すごくこうしてくださいって話じゃなくて、今の法に合った状態で、これからの計画を考えてくださいねっていう、すごく普通の話だと思うんですけど、どこがそんなにひっかかって皆さん不採択になったんでしょうか。

もう少し詳細を教えてください。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 西本議員からの質疑にお答えいたします。

本委員会に審査を付託されましたこの基本構想の見直しを求める陳情の、要望といたしましては、陳情書にも書いてあるとおり、背景は趣旨のとおりであると思っております。その中で、大山町及び西部広域行政管理組合に一般廃棄物処理施設基本構想の見直しを求められるように陳情されております。この見直しということに関しましては、これまで、委員会のですね、報告にも含めさせていただきましたが、今日まで、その在り方検討会ということで、この議論は平成30年4月25日から、令和3年7月13日現在の数字ですけども、計13回開催されて西部広域で議論されてきた内容であります。

見直しということではなくして、この法律の動向に合わせて、構成市町村で進言をしていただきながら適切な基本計画として、今後推進していただけるように、という認識は、委員会内で一致しておりますので、報告のとおりとさせていただきたいと思っております。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。もう少し聞きたいんですけど、見直しを行うことを求めているものなんですけれども、進んでいる計画だから見直しは必要ないっていうように、ちょっと聞こえたんですけど。進んでる計画だから見直しが必要なそこで十分協議をされてるからいいんじゃないでしょうかっていうように聞こえたのが一つと、大森議員が言われるに、新しい法律があればそれに見合った見直しがもう既にされているかどうかの確認をまずしたかどうかと。

私ですね、書いてあること自体は納得できるんです、出された方たちの願意というもの。でも、中によっては少しちょっと受け止め方の解釈が少し違うんじゃないかなと

いうことも感じる部分があります。

この、今新しく今年の4月からできたプラごみ法ですし、ほとんどの自治体がまだ反映できてないです。それが13年前から話し合われてた基本計画に、急に盛り込まれるなんてことは、要望としてはあったとしても、すぐすぐにできることじゃないと思うんですね。長い年月かけて話し合ったことで。それに対しての何か継続審査みたいなことってというのは検討されたんでしょうか。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本孝之議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 質問の要旨としては何点かあったように思いますが、まとめて回答とさせていただきたいと思います。

このことにつきましては、先般行われました大森議員の一般質問でも、ここにかかる内容があったかなと思ってます。委員会のほうでもですね、いわゆる、そのプラスチックですね、軟質プラスチックの分別区分の考え方でありましてとか、それから次期一般廃棄物処理施設整備に係る分別区分の協議というものは、これから西部広域行政管理組合でも、始められるというところで、状況報告は受けております。

その上で、西部広域行政管理組合の構成市町村で検討していただきまして、分別区分に変更が生じれば見直しを行いたいということは議場でも答弁を受けておるところでありますし、委員会としても調査をしている、させてもらった経過と違いはありません。で、見直しを否定しているような聞こえ方をされているようですけども、決してそういったことではないので、誤解は解いていただきたいというふうに思っております。

〔「継続審議の検討はされたか」と呼ぶ者あり〕

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 採択、不採択でお諮りをした中で、継続審議ということには至っておりませんので、このたびの報告とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定しました。

陳情第6号

○議長（米本 隆記君） これから陳情第6号 「とっとり森・里山等自然保育認証制度」に関する陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 1点お尋ねしたいと思います。

採決結果が、採択4、不採択1となっておりますけれども、不採択の方の意見というものは、どういったものがあつたか、よければお答えいただきたいと思います。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本孝之議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） はい、不採択1の背景についてでございますが、こういった多様なニーズを受け止めながら、子育て世帯の軽減負担軽減策を進めていくことは、本町において意義があるということの理解はされながら、果たしてこの経済的負担の軽減という考えが、個々の選択肢によるもの、どこまで線引きをして、こういった手厚い補助を出していくのかという慎重な判断をされた、そのように意見としては受け取っております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第6号は、採択とすることに決定しました。

日程第18 発議案第3号

○議長（米本 隆記君） 日程第18、発議案第3号 少人数学級・教職員定数の改善に

係る意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 森本貴之議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 発議案第3号 少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

ここで、提案理由の説明をいたします。

6月6日、教育民生常任委員会に付託された陳情第3号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を読み上げます。

少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要です。加えてきめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、承認、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が、計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる小人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働を是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日、鳥取県大山町議会議長、米本隆記、宛先は、以下のとおりでご

ざいます。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第4号

○議長（米本 隆記君） 日程第19、発議案第4号 肥料価格高騰対策を求める意見書の提出について、この意見書議案につきましては、発議者から取下げの申出が出ておりますので、許可いたしました。

日程第20 発議案第5号

○議長（米本 隆記君） 日程第20、発議案第5号 議会改革調査特別委員会の設置について議題とします。提案理由の説明を求めます。

○議員（米本 隆記君） 提出者、杉谷洋一議会運営委員長。

○議会改革調査特別委員会（杉谷 洋一君） 発議案第5号 議会改革調査特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、第109第6項及び第7項、並びに大山町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第3項の規定により提案いたします。

提案理由。本町議会は、平成21年、24年及び27年、30年に議会改革調査特別委員会を設置し、民主的で開かれた議会をめざすとともに、これまで議員定数の削減や事務事業評価の取り組み、タブレット導入等を行ってきた。

平成30年に設置された第4次議会改革では議員定数、報酬及び委員会の在り方、また、政務活動費や費用弁償等を含め今後の課題とされている。

平成27年3月に制定した議会基本条例において、積極的な政策立案や政策提言を行

う議会へと改革を続けることを明記しており、第4次議会改革で、実施することとした、事務事業評価の取り組みによる政策提言力の向上やタブレット活用等の推進をさらに進め、より一層の住民福祉の向上に資する議会のために、ここに議会改革調査特別委員会の設置を提案するものである。以上です。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） さきほど設置された委員16人によります、議会改革調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、特別委員会を開いてください。

ここでしばらく休憩します。

ここの休憩をいたしますが、この定例会最後まで時間を延長して行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はい。図書室のほうでお願いいたします。

午前11時56分休憩

午後12時03分再開

日程第21 議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第21、議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告をします。

休憩中に開催されました議会改革調査特別委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に吉原美智恵議員、副委員長に西本憲人議員が、それぞれ互選されたので、ご報告いたします。

○議長（米本 隆記君） 議事の都合により議長の席を副議長と交代します。

暫時休憩とします。

午後 12 時 03 分休憩

午後 12 時 04 分再開

〔副議長 議長席 着席〕

○副議長（大原 広巳君） では、再開いたします。副議長の大原です。

よろしく申し上げます。

地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長の職務を行います。

日程第 22 決議案第 2 号 米本隆記議長に対する問責決議

○副議長（大原 広巳君） 日程第 22、決議案第 2 号 米本隆記議長に対する問責決議についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、米本隆記議員の退場を求めます。

〔 米本隆記議員 退席〕

○副議長（大原 広巳君） 続きまして提案理由の説明を求めます。

提出者 西本憲人議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） それでは、米本隆記議長に対する問責決議の提案をさせていただきます。

まず、提案理由の説明をいたします。

米本隆記議長は、大山町民から提出された陳情書「名和公民館のバリアフリー対策を求める要望書」こちらを本来であれば、大山町議会請願陳情等の取扱い基準の規定に従い、所管する教育民生常任委員会に付託して審査すべきところ、取扱い基準を独善的に解釈し、当該陳情を議員への資料配布という扱いにしました。

米本議長は、資料配付にした理由について、公老化した施設へのエレベーター設置について実現性は厳しいと判断した、とし、取扱い基準の別表 1 のうち、6.趣旨・願意等が不明確で判然としないもの。実現性のないものに該当すると判断した、と説明しています。

しかし、町民による陳情は、町政への参画手段であり、もともこの陳情を議長のさじ加減で判断していいものではないので、昨年の 9 月に議会全体で、そういった判断に、さじ加減の判断にならないように議会としては皆さんで、基準を設けて分類をしてくださいということになってます。そもそも判断ということを議長が独自でしていいものではありません。

町政への住民さんの参画手段であり、大山町議会がこれまで国民の基本的な権利である請願の取扱いに準じて取り扱ってきた経過からすれば、別表 1 に該当するかどうかは慎重に判断すべきもので、6 実現性がないものについても、誰もが実現性がないと思う

ような内容に限定的に判断すべきであると思います。

当該陳情の提出者やこれに賛同し要望書に署名している町民のほとんどは高齢者、約50名、49名程度の署名の賛同者がおられます。公民館利用者として、バリアフリー対策を求める願意はもっともなことであります。

エレベーターはあくまで例示であり、バリアフリー対策を求める町民の声に、我々議員は、必要性、緊急性、財源など様々な観点からどのように対応すべきか、正面から議論しなければいけません。

米本議長が議員に諮ることなく、エレベーター設置の実現性は厳しいと、独善的に判断したことは、合議体である民主的な議会では許されないことであり、バリアフリー対策を求める町民の提言を、議会審査に馴染まない資料配付扱いにしたことは、議長として極めて不適切な対応であったと思います。

大山町議会は、町民に開かれ協働する議会、町民に信頼され活力ある議会を志し、平成27年に議会基本条例を定め、第5条町民参加で、町民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を生かし、町民の参画を図ることを疑い、請願や陳情など、町民からの提案は、町民からの政策提言と位置づけ、必要に応じて提案者の意見を聞くように努めることを定めています。

今回、米本議長が、取扱い基準を不適切に運用し、町民からの政策提言である陳情書を不適切に扱った行為は、大山町議会基本条例の精神に反する行為であり、大山町議会の信頼を著しく損なう行為であります。米本議長は議長の職責を改めて自覚し、直ちに当該陳情を委員会付託にするよう取り扱うとともに、陳情者や町民に対して、真摯に謝罪すべきであります。

最後に、この問責決議というのは、議長の責任を問い詰めることであります。この議案は、決して明るい話題ではありません。議会は内輪で何を揉めてるんだというふうに思う方もいるかもしれませんが、こういったことが議会内で起こっているのも事実であります。

今回の件は、自分たちで選んだ議会のリーダーを、自分たちで責めることに値し、本来議長のみならず、リーダーとして選んだ議員全員に責任があることだというふうに思っています。

こういったことで議会のお恥ずかしいところをさらしているわけですが、こういったことを隠すのではなく、悪いことは悪かったと、間違っていることは間違っていたということをまず受け止め生まれ変わることが住民の皆様への本当の誠意ある行動だと思い、提出させていただきました。議員の皆様、ぜひご英断ください。

以上、提案理由の説明を終わります。

[拍手する者あり]

○副議長（大原 広巳君） これから決議案第2号 米本隆記議長に対する問責決議につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○副議長（大原 広巳君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。ちょっと端的にお聞かせいただければと思います。

提案者が問うている議長の責任というのは、陳情書の処理手続をルールにのって行っていないとする責任なのか、あるいは処理の手続上で必要な議長としての判断が著しく不適切であるとする責任か、いずれの責任を問っているのか、お聞かせいただければと思います。

○議員（西本 憲人君） 議長。

○副議長（大原 広巳君） 2番 西本議員。

○議員（西本 憲人君） はい。どちらも若干あるとは思いますが、私これに関しては、議長に手紙を出して議長から返信をいただいています。その前に全体の会議でも、ここは、問いただしたんですが、議長は間違っていないと。で、正しく判断したと。ただ、議長は、分類分けすることはできるんですけど判断するっていうこと自体が、そもそも私たち皆さんで決めたルールにはのってないです。

なので、判断すること自体、判断をしたよ、できないと思うからそう判断したよっていうこと自体が、そもそも議長のさじ加減ですので、そういったことを防止するために作った基準ですので、ちょっと答えになってる分かりませんが。

○副議長（大原 広巳君） はい、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大原 広巳君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大原 広巳君） まず、反対者の発言を許します。原案に対して。

○議員（11番 杉谷 洋一君） 議長、11番。

○副議長（大原 広巳君） 11番 杉谷議員。

○議員（11番 杉谷 洋一君） 今、西本議員から話聞いとると、誠にいいこと言っとるなと感心しました。

そこです、ちょっとごめんなさい、ちょっと、ちょっと、ごめんなさい。

あ、どうも失礼いたしました。

私は、反対討論ということでさせていただきます。この米本議長のこの陳情に対しての話は、議員全員による全員協議会で説明がありました。この建物は、老朽化が本当に進んでいて、そう遠くない時に建て替えが、私は必要になるのではないかなというふうに思います。

米本議長もそういう物件に対して、今はどうやったら利用者の利便性を考え、利用方

法も考えた話をされまして、私自身も納得いたしました。そういういろいろ、不便、お年寄りに階段がちょっと上がれないわということがあったならば、例えば1階にもあそこは会議室がありますので、そういうことを使うとかいうような話もされまして、私自身もこれは理解できました。

また米本議長は、西本議員もよく知っておられます。何事に対しても正面から、力いっぱい取り組むタイプです。そこで議長もこれまでいろいろなことで、誤解を生じたこともいろいろあると、それは認識しております。

私は議長に対して、やっぱり今後は、じゃあそれですむかっていう問題なしで、やっぱり丁寧な説明をしたり議長としての活動を望みます。また私は、米本議長は必ずそういう議長にやってくれると思っておりますので期待しております。

ですから私はこの問責決議に反対いたします。皆さんも、その辺りのことをよく御理解の上、採決していただければなというふうに思います。以上です。

○副議長（大原 広巳君） はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○副議長（大原 広巳君） 12番 近藤 大介議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 本問責決議案に賛成の討論をします。

初めに我々大山町議会議員の代表である議長に対して、議長の権限で行われた不適切な行為に対して、今回その責任を問わざるを得ないことをとても残念に思います。町民の皆さんに対しても、申し訳なく私自身思います。

今回、米本議長のされた不適切な行為とは、提案理由のほうでも説明ありましたが、町民の方から出された要望書、陳情書を本来であれば、所管の委員会でしっかり調査検討した上で、その陳情を採択するかしないか、この本会議場で我々議員が議論して、決める、そういう問題であるのにもかかわらず、今回、米本議長の判断は、その陳情書を資料配付の扱いにされました。議会として、それは公に取り扱わないという判断です。

今回出された陳情は、ふだん公民館を利用される高齢者の方々が、2階に上がる階段がきつくてしんどいと。エレベーターか何か、バリアフリーの対策をとってほしいという要望であります。特に、会合や催しの多くが2階で行われる名和の公民館の現状を考えれば、その要望は全くもって真っ当な内容だと思います。

私は、その陳情は、躊躇なく声を大にして採択と言いたいと思っておりますが、いろいろな意見があろうかと思っております。待て待て、バリアフリー対策にはお金もかかるが予算はどげするだいやとか、なるべく少ない予算でバリアフリー対策をする方法はないだろうか。予算がよけかかっても、国の補助があるから、町の手出しは少なくて済むじゃないとか、それから先ほど反対の討論にもありました、今公民館の建て替えも検討されています。遠からず建て替えになるから、その間は、新しくなるときにはしっかりバリアフリー対策するので、それまでは、現状のままで我慢してもらえんだろうかとか、いろ

んな意見があろうかと思いますが、そういった意見を、まさにこの本会議場で、ああでもないこうでもない、議論しながら最終的に、こうですということ、住民の皆様の前で説明することに、判断することに意味があるのではないかと私は思います。

そのように、多様な声を反映していく、必要に応じて、住民の方の意見も直接聞く機会があるべきだと思います。それが、我々大山町議会が目指す、町民に開かれ協働する、協働するというのとは一緒に働くという意味ですが、協働する議会、町民に信頼される議会であると私は思います。

今回、米本議長は、エレベーターのことだけを取上げて、実現性がないと判断して、議会の審査になじまないとして、資料配付されたものです。大山町議会は、鳥取県内で他の町村に先駆けて議会基本条例を定めています。町民の代表機関として、先ほども申し上げました町民に開かれ、協働する議会、町民に信頼され、活力ある議会を実現すると、その基本条例ではうたっています。

私はそのことを、議会の代表である米本議長に改めて思い起こしていただきたいと思います。

米本議長は、本来、高齢者福祉や障害者福祉に理解のある、正義感の強い方です。我々議員のリーダーとして、今後も大山町議会基本条例の目指す町民に開かれ協働する議会、町民に信頼される活力ある議会を、ともに目指すために今後も汗をかき御尽力をいただきたいと願っていますが、そのためにも過ちては改むるに憚ること勿れという言葉があります。今回の件については、米本議長は、町民の方に、陳情を出された方に誠意をもって、謝罪すべきことだと思います。以上で討論とさせていただきます。

[拍手する者あり]

○副議長（大原 広巳君） はい。次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○副議長（大原 広巳君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 門脇輝明でございます。

私は、本案に反対の立場で討論をさせていただきます。先ほど質疑で問いました、どんな責任を問っているのかということについて、提案者からは両方だと。要するに手続上のルールに則っていない。そしてその処理の手続上で必要な議長の判断が著しく不適切であると、こういう点でございました。

今回、議長が、陳情の処理に係る手続で行った判断というのは、大山町議会請願陳情等の取扱い基準、そういうものに定めておりますところの実現性のないものとして、担当委員会であります教育民生常任委員会に付託しなかったということでございます。エレベーター設置の陳情の対象建物であります名和公民館は、先ほど杉谷議員の討論にもありましたように老朽化しており、そう遠くない将来において更新が必要であると見ら

れる建物でございます。そして、現状、その利用については、支援が必要な方に対しては、職員がその申出により、対応しているという現実もございます。

さらに、エレベーターの設置については、1,000万円単位の工事費がかかりますし、工事期間中の不便もございます。こういったことを総合的に判断して、考慮して実現性のないと判断したことは、一定の合理的理由を有しており、著しく不適切な判断とまでは言うことはできないと思います。

さらに、議長は、資料配付の扱いとしたことについて、先ほど申しました取扱い基準の定めるところにより、議会運営委員会において説明を行い、了承を得て最終的な意思決定を行っている。それに加えまして、担当委員会である教育民生常任委員会、及び財産管理を担う総務常任委員会に対して、陳情内容の調査を指示しております。

議長といえども人でございます。判断について間違ふこともあります。そういうことはあります。取扱い基準には、資料配付の扱いとしたことに不服のある場合は、救済措置として、議員2人以上の賛同者を得て、陳情内容と同等の意見書を発議し採択するという手段も残されております。

今回、提案者のほかに3名の賛同者がいらっしゃいます。この方が、本当にこの陳情をしっかりとやらなきゃいけないというふうに判断されたならば、問責決議ではなく、なぜ、この陳情を審査するような、あるいは陳情内容を提案するような意見書を提案されなかったのかなど。こういうふうに思っております。

チーム大山町議会としては、それぞれの足りないところを補い合って、そして全体として、大山町民の福祉の増進に進むというのが、我々の使命であると考えております。いたずらに対立をあおるよりも、よりよい方向で協力していくことが必要だと思います。

以上の観点から、私は今回の陳情処理に係る問責決議には賛同することはできません。以上で討論を終わります。

[拍手する者あり]

[「町民、無視だ」「そうだ」と発言する者あり]

[「静かにしてもらってや」と発言する者あり]

○副議長（大原 広巳君） 傍聴者の方は、不要な発言はやめてください。

はい。次に行きます。次に、賛成者の発言を許します。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長 3番。

○副議長（大原 広巳君） 3番、豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 賛成の立場でお話しさせていただきます。

先ほど、門脇議員のお話をお伺いして、やはり論点が陳情の内容について、いいのか悪いのかっていうことに移っているのかなど思っております。これは、議長が判断をしたということが、判断をしたということが悪いことだと思っております。民主主義において、町民の方の声が上がってきたときに、そのルールに沿ってそれを審議するという

のが議会だと思えます。

それが、自分たちが決めたルールで、違っていた、それは違っていたんだったら、是々非々ですね、それは訂正すべきだと思います。そういった形がスムーズにいく議会というのを望んでおりますので、私は賛成させていただきます。

○副議長（大原 広巳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。6番。

○副議長（大原 広巳君） 6番、池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 失礼します。今回、皆さん陳情は議長独断でということでお話が上がっております。で、皆さん思い出してください。フローチャート作りましたよね、皆さんで。議長で確認と分類をされて議運で諮るようになっております。今回の御指摘は、やはり自分も議運の一員として、真摯に受け止めなければならない問題だと感じております。

ですけれども、やはり今回こういうふうなことが初めてそこにすぐわないんじゃないかなってということが挙がってきておりました。で、皆さんで考えて決めていくこと。で、すぐわないのであれば次回は必ず直しましょうと声を上げて、門脇議員もおっしゃったようにチーム大山議員としてやっていかなければならない課題が一つ見つかったんじゃないかなと思います。

その上で、私もこの議運の陳情の分類の内容に賛同した意見といたしましては、皆さん、エレベーターの設置とか高齢者の安全歩行をということで判断されてますが、でも1番は、先日も石川県地震がありましたよね。そういうときって、エレベーターとか止まっちゃうんですよ。皆さん上に上がるのはいいと思うんです。

〔「論点すり替えるのか、違うよ」と発言するものあり〕

○議員（6番 池田 幸恵君） いや、これは自分が判断とした・・・

○副議長（大原 広巳君） 静かに。

〔「論点すり替えだよ」と発言するものあり〕

○議員（6番 池田 幸恵君） 判断として基準です。

○副議長（大原 広巳君） 西本議員、静かにしてください。

○議員（6番 池田 幸恵君） なので、やはり公民館というのは、皆さんが集うところであって、安心安全で、やっぱり楽しめる場所でなければなりません。で、先ほどこのままの陳情が上がると、分類のところにもあるんですけれども、否決されると同じような内容で1年間は出せなくなります。で、今回、そこで不足で思ったことを書き加えて、訂正して再度出せば、より皆さん町民が歩み寄った陳情につながっていくと、私は思っています、今回、議運での意見にすぐわないものとしての意見として賛同しました。

で、いろいろ今回の定例議会、すごく何か皆さん、意見が当日出てきているような感覚が多くて、もう少しうまくはちょっと言えないんですけれども、ごめんなさい。で、

やはり課題が見つければ、次に向かっていくために、今回、こういうことが出て、自分も真摯に受け止めますし、議運で諮ったことを、皆さんにお伝えすべきことをもっときちんと伝えるべきだったと反省はしております。

で、是非とも、議長独自の判断でなかったってこと、議運を通った、議運のメンバーで決めて挙げたということは誤解のないように判断基準にしていただければと思います。

○副議長（大原 広巳君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありますか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長、1番。

○副議長（大原 広巳君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） 原案に賛成の討論をさせていただきます。

なぜ賛成なのかというところは、もう既に西本議員や近藤議員からあった趣旨と同じですので、もう割愛をさせていただきたいと思います。基本的に、陳情は、議会の中でしっかりと審議をして返すべきことだと思いますので、そこは重く受け止めるべきだと思っています。

討論ということなので、先ほど池田議員の意見に対しての討論、ちょっとぶつけさせていただきたいと思うんですけども、やはりちょっと論点がずれているかなあという思っております。池田議員が先ほど言われたことは、エレベーターだと地震のときに止まると。全く今の話と論点と全くずれてると思います。

今の話というのは、プロセスに関しての話です。エレベーターがどうだこうだという話じゃなくて、プロセスとして、まず、議長が独断で判断するのではなくて、まずそれは議会の中で揉みましよう、というそのプロセスに関して今、話をしているのであってエレベーターも今どうのこうの話ではないんですよ。

今回、その陳情の話自体も、エレベーターがというところだけではなくてエレベーター等バリアフリーに関して広く検討をしてほしいという願意ですので、それを議長の、段階で退けるのではなくて、しっかりと検討すべきだと思います。

杉谷議員が、全員協議会で説明があった、納得したというふうに言われましたけども、これもおかしい話でして、全員協議会の場で議長が理由を説明しました。皆、納得いかなかったときに、理由を説明しました。それは、願意が不明確だと。願意が不明確だからこれは取下げたと、言われましたけども、後日、手紙の中では、願意は明確である。願意は明確であるけれども実現性がないと。全く、協議会の説明のときとは、ずれた回答が来ていまして、これでどう納得せよというのかと思います。

まあ、以上のことから、私は、原案に賛成したいと思います。

○副議長（大原 広巳君） はい、次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大原 広巳君） ありませんか。では次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長 10 番。

○副議長（大原 広巳君） はい。10 番、大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 私は、この問責決議案に賛成討論をしたいと思えます。

そもそも、請願権は憲法にも保障された国民の、住民の権利です。1 人でも請願ができるんです。そして陳情もそれに準ずる形となっております。そういうものを、議長の言ってみれば、判断で、独断という言い方が、ふさわしいかと私も思いますけども、それを中身は理解できるけども、これを何とかしようという配慮から受け付けなかったということですが、これは矛盾した行為だと思います。

やはり、実現性がないという判断は、議長がすべきではないですよ。しかも中身からいってそういうんですよ。誰が考えてもこれ無理だ、絶対駄目だっていうような内容ならまだしも、そうではない内容なわけですから、議長の判断で、言ってみれば門前払いをしたということにもなるわけです。やっぱりここは、厳しく反省していただきたい。

確かに、そこまでせんでもいいじゃないかという心情的な意見もあるかもしれませんが、ここは議会の場です。しかも住民さんから出てきた切実な要求ではあるわけです。実現できるかどうかは、行政が判断することでもあるし、我々自身も侃々諤々議論していけばいいわけです。それが実現する可能性をもつながら可能性も十分にあるわけですから、議長が、こういう形で議長の権限を振りかざし過ぎたなどではないかというふうに私は思っておりますけども、こういうことが二度と米本議長には、ないことを反省していただきまして、適切なこれからの議長運営をしていただきたい、そのことを私は期待して、問責決議に賛成するものであります。

○副議長（大原 広巳君） はい。次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大原 広巳君） はい、では次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大原 広巳君） はい。それでは、ほかに討論はないとして、これで討論を終わります。

これから、決議案第 2 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[「原案のとおりですか」と呼ぶ者あり]

○副議長（大原 広巳君） はい。原案のとおり、原案に対してです。

はい、じゃあもう 1 度言います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○副議長（大原 広巳君） はい、起立少数です。
したがって、決議案第 2 号は、否決されました。

○副議長（大原 広巳君） そうしますと、米本隆記議員の除斥を解きます。
ここで議長の職務が終わりましたので、議長を交代します。
暫時休憩します。

午後 12 時 41 分休憩

午後 12 時 42 分再開

[米本議員入室 議長席に着席]

○議長（米本 隆記君） 再開します。
議長を交代しました。

日程第 23 議員派遣

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議員派遣についてを議題にします。
会議規則第 127 条の規定により、配布しておりますとおり、①令和 4 年 8 月 3 日に、三朝町で開催される西部町村議会議長会主催の広報研修会に池田議員・森本議員を、②令和 4 年 8 月 18 日に、伯耆町で開催される西部町村議会議長会主催の議員研修会に、全議員を。③滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される令和 4 年 7 月 11 日から 13 日の市町村議会議員研修に、岡田議員を。令和 4 年 8 月 1 日から 2 日の第 2 回市町村議会議員特別セミナー、門脇議員・西本議員・大杖議員を、④令和 4 年 7 月 27 日に、湯梨浜町で開催される、令和 4 年度鳥取県町村議会女性議員研修会に、吉原議員・池田議員・島田議員を、⑤令和 4 年 7 月 5 日に、大山公民館で開催される令和 4 年度第 2 回おもと学級に小谷議員・豊 議員・森本議員・島田議員を、⑥令和 4 年 6 月 27 日から 28 日に、会津若松市への先進地事例視察へ、森本議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 24 ～ 日程第 28 閉会中の継続調査

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 28、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について 大山町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出とおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 5 回大山町議会定例会を閉会します。

○事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。お疲れ様でした。

午後 12 時 45 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

副 議 長 大原 広巳

署名議員 大森 正治

署名議員 杉谷 洋一